令和2年度 富士見市国民健康保険事業運営方針

1 基本的な考え方

国民皆保険における最後のセーフティネットの役割を担う国民健康保険 (以下「国保」)は、地域医療の確保と市民の健康の保持・増進に大きく貢献 してまいりました。

国保の制度は、対象者が広範囲にわたるため産業構造の変化や高齢化などの影響を受けやすく、加えて低所得者層が多くを占めるという構造的な問題を抱えおり、財政運営面では一段と厳しさを増しています。

こうした様々な問題の解決策として、平成30年4月に都道府県が国保の 財政運営の責任主体となる「国保の広域化」が実施されました。これにより 都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任 主体として安定的な財政運営や効率的な事業実施の確保等の国保運営につい て中心的な役割を担うこととなりました。一方、市町村は、地域住民との身 近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業の実施 は市町村が引き続き担っており、本市におきましても、適切な対応を継続し 強化してまいります。

今後も埼玉県の国民健康保険運営方針等を踏まえ、誰もが安心して医療が 受けられる国民健康保険事業の安定的な運営と財政の健全化の推進に取り組 んでまいります。

2 国民健康保険の現状

令和2年3月31日現在、被保険者数22,436人、加入世帯14,869世帯となっています。本市の国保の加入者は、前年度に比べ被保険者数で1,149人の減、加入世帯数では422世帯の減となっています。また、高齢化率は平成19年の19.6%から、令和元年では24.4%と約4.8ポイント上昇しており、高齢者層が多い国保においては、国保財政の主である医療費の支出に直接影響を及ぼすことになります。被保険者数の減少により、保険給付費総額としては減少を見込んでいますが、一人当たりの医療費につきましては、一昨年初めて減少したものの、昨年は医療の高度化等により再び増加に転じたことから、今後の動向に注視してまいります。

一方、国保財政の根幹である保険税収入については、一昨年度から3年間 をかけて税率改定を実施しておりますが、被保険者減少の影響が大きく、保 険税収入の不足分については一般会計からの繰入を行うなど、財政運営においては依然として厳しい状況が続いており、財政運営の健全化に向けた給付と負担のバランスを考慮し、安定した運営に努めていかなければなりません。

3 重点項目

基本的な考え方に基づき、次の3項目を重点項目として事業を実施します。

- (1) 医療費適正化対策の推進
- (2) 保険給付の適正な実施
- (3)保険税収納率の向上対策

4 具体的施策

- (1) 医療費適正化対策の推進
 - ①医療費分析の実施

新たに埼玉県国民健康保険団体連合会と本市の高額薬剤を含む医療費分析を共同で行い、増加傾向にある一人当たりの医療費の分析に努めるとともに、感染症対策についても県と一体となって対策をすることで、医療費の適正化と安定的な財政基盤の構築を目指しています。

②特定健康診査・特定保健指導の実施

「富士見市国民健康保険特定健康診査等第3期実施計画」に基づく目標値に向けて、埼玉県や2市1町及び健康増進センターとの連携を図り、被保険者の生活習慣病の予防・改善のため、特定健康診査・特定保健指導を積極的に推進します。

継続受診者を増やす対策及び未受診者を減らす対策を積極的に推進 していきます。また、市民総合体育館と連携した運動指導も継続して いきます。

③糖尿病重症化予防事業の実施

本年度も引き続き、特定健診データや医療機関受診状況を確認し、 糖尿病の治療が必要な方や治療を中断している方に対して、医療機関 受診についてのお知らせや電話連絡を行います。また、トレーニング 体験型健康セミナーを実施し、若年層への健康に対する意識の向上を 図ります。

④頻回(重複)受診対策事業の実施

頻回(重複)受診者に訪問・電話などによる健康指導を行い、医療

費の適正化を図ります。

⑤ジェネリック医薬品(後発医薬品)差額通知の実施

ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担額が安くなる(可能性がある)方を対象に、自己負担額の差額をお知らせする通知書を 年6回発送します。

また、被保険者証一斉更新時及び、高額療養費支給申請書発送時には、パンフレットやジェネリック医薬品希望シールを同封することに加え、本市の広報やホームページ等で啓発を行い、被保険者の健康管理にかかる意識の向上や、医療費抑制への関心を深めるための情報提供を積極的に進めます。

⑥データヘルス計画の推進

第2期データヘルス計画(平成30年度から平成35年度)に基づき、他の計画との整合性を図りながら、被保険者の健康維持のために保健事業を行い、国保データベース(KDB)システムを活用しながら、医療費分析を行うとともに、事業評価を実施して医療費の適正化を推進していきます。

(2) 保険給付の適正な実施

①レセプト点検の充実強化

レセプト点検については、事務の効率化及び点検内容の精度の向上が図られていますが、柔道整復施術療養費支給申請書の点検業務も加わり、一層の点検強化、医療費の適正化を図ります。

②第三者行為の求償の取組強化

交通事故等の第三者行為の疑いがある事案の発見に努め、適正な給付の執行を図ります。

(3)保険税収納率の向上対策

被保険者の負担の公平性と国保財政の安定化を確保するため、保険税の収納率向上を目指し、以下の項目を積極的に推進していきます。

- ○現年度分の納期内納付を進めるために、賦課業務と徴収業務が連携して催告書送付や電話催告、適切な納税相談を行い、確実な収納に結びつけていきます。
- ○滞納処分(所得税還付金、預貯金、生命保険、不動産及び給与等の差押え・換価・捜索等)を徹底します。
- ○滞納者の資力回復が見込めず、滞納処分をすることができる財産が無い場合などには、執行停止を積極的に進めていきます。

- ○窓口での納付、資格取得届受理時や納税通知書発送時などに口座振替 勧奨チラシを同封することに加え、ペイジーロ座振替受付サービスの 更なる利用促進と口座振替勧奨キャンペーンの実施等により、口座振 替率の更なる向上を目指します。
- ○毎週木曜日の窓口業務延長を活用し、納税や納税相談の機会の確保に 取り組むとともに、休日開庁(毎月第1土曜日)を利用した納税相談、 会計年度任用職員による電話催告等に加え、現年度分催告強化を図る ため、平日夜間、年末における集中電話催告を実施。また、年度末・ 年度始めの休日開庁において納税相談窓口開設、集中電話催告を実施 し、適正な滞納整理を進めます。
- ○短期被保険者証の交付によって、納税相談の機会を確保します。
- ○クレジットカード及びインターネットバンキング納付の更なる利用促進を図るとともに、新たなキャッシュレス決済納付チャネルであるスマートフォンアプリ「LINE Pay」を導入し、納税者の更なる利便性の向上と納期内納付の促進を図ります。
- ○徴収体制を地区別に編成し、担当エリアの明確化を図るとともに、納付管理を更に徹底することで効果的で効率的な滞納処分を進めます。
- I C T 分野をはじめとした新たな納付環境等の整備に向けて調査・研究を進めていきます。